

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月6日

照会部署名 南福岡年金事務所 厚生年金適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 適用調査課長 松原雄一郎

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 安部

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—51	本部受付番号 No. 2010—830
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

使用者兼務役員の定年再雇用の取扱いについて

(内容)

定年再雇用の場合の取扱いについては、平成8年4月8日保文発第269号・
府文発第1431号通知により取扱われているところですが、使用者兼務役員である被保険者が事業所の定年年齢に達し、使用者として定年退職し継続して再雇用される場合であって、役員としての身分に変更がない場合について、前記通知の取扱いをすることができるかご教示ください。

<事例>

- 従前給与額・・・900,000円 (使用者給与 650,000円+役員報酬 250,000円)
- 平成22年8月1日就業規則により定年退職 (使用者として)、同日再雇用
給与額・・・800,000円 (使用者給与 550,000円+役員報酬 250,000円)

この場合において、使用者としては定年再雇用されているため、資格喪失届及び資格取得届を提出する扱いとして差し支えないか。

あるいは、役員としては身分関係に変更がないことから、隨時改定の扱いとするべきであるか。

＜対応案＞

使用者（従業員）と役員など二重の身分により報酬を受けている被保険者については、一方の身分に定年退職による再雇用が行われる場合にあっては、もう一方の身分関係に変更がないこと（当該事例の場合は役員）に着目して、随時改定の取扱いとすべきものと考える。

同様に、この事例において、今後、役員を退任した場合で、使用者（従業員）としての身分関係に同時に変更がない場合は、随時改定の取扱いとなるべきものと思料する。

（ブロック本部回答）

当該事例については、諸規定等において明らかになっていないため、本部へ照会いただきたい。

回答日 平成22年8月9日

回答部署名 九州ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス

（本部回答）

定年再雇用の取扱いについては、退職後継続して再雇用される場合に「使用関係が一旦中断したもの」とみなし行うものである。

二重の身分により使用されているものに関しては、一方の使用関係が存続している限り退職後継続して再雇用されたとみなすことはできないため、同日喪の取扱いはできない。

回答日 平成22年10月25日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 （役職名）小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

山上